



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 テーデーエフ株式会社
代表者名 取締役社長 滝沢 聰
(コード番号 5641 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 鈴木 英男
(TEL. 0224-52-7061)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 122 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除および所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定める為の附則を設けるものです(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(1単元の株式数) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(1単元の株式数) 第8条 (条文省略)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>単元未満株券の不発行</u>)	
<u>第10条 当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	(削除)
(単元未満株式を有する株主の権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式を有する株主の権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し) 第12条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第10条 (条文省略)
(株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 (条文省略)
(株主名簿管理人) 第14条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ② 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ② 当社の株主名簿および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第15条～第46条 (条文省略)	第13条～第44条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(新設)	第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(予定)

以 上